

平成十五年人事院規則一一三九

人事院規則一三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）に基づき、構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業に關し次の人事院規則を制定する。

第一条 この規則は、構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。）における人事院規則の特例に関する措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則一四一一七の特例）

第二條 規則一四一七（

（規則第一号において同じ。）を行ふ研究職員（同規則第二条第一項に規定する研究職員をいう。以下この条及び同号において同じ。）は、当該技術移転兼業が構造改革特別区域法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「内閣総理大臣の認定」という。）を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域（以下「審査対象区域」という。）を有する者（以下「審査対象者」という。）

造改革特別区域計画」という。）に基づくものである場合において、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、その勤務時間の一部を割くことができる。

二
一
当該研究職員が勤務時間を割いて当該技術移転兼業を行わなければ、規則一四一七第二条第二項に規定する研究機関認定事業等の実施に支障が生じること。

研究職員が、前項の規定により勤務時間を割こうとする場合には、その日時を定めて、承認権者（規則一四一七第四条第一項に規定する承認権者をいう。次項において同じ。）の承認を受けねばならない。

ければならない。承認権者は、規則一四一、七第四条第一項の承認の申出があつた場合において、当該申出に係る技術移転兼業が第一項の規定に該当するものであるときは、同項の規定により勤務時間の一部を

割くことができる」ことを前提として、当該技術移転兼業について同条第一項の承認を行うことができる。

研究職員が第一項の規定により勤務時間を害く場合には、その害された勤務時間について、給与法第十五条の規定の例により、給与を減額する。

第三条 標準一四一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）第四条第一項の規定により承認を受けて研究成果活用兼業（同規則第三条第一項に規定する研究成果活用兼業をいう。以下、同じ）は、右を除く。

下二の条及び別表第二号において同じ）を行う研究職員（同規則第一条第一項に規定する研究職員をいう。以下この条及び同号において同じ）は、当該研究成果活用事業が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画に基づくものである場合において、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、その勤務時間の一部を割くことができる。

一 当該研究職員が勤務時間に割いて当該研究成果活用兼業を行わなければ、規則一四一―八第二条第二項に規定する研究成果活用事業の実施に支障が生じること。

当該研究職員が勤務時間を割いて、公務の運営に支障が生じないこと
前条第二項及び第四項の規定は研究職員が前項の規定により勤務時間を割く場合について、同条第三項の規定は前項の規定に該当する研究成果活用兼業について準用する。この場合において、

同条第二項及び第三項中「規則一四一七第四条第一項」とあるのは、「規則一四一八第四条第一項」と読み替えるものとする。

規則一四一十九の特例
規則一四一十九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）第四条第一項の規定により承認を受けて監査役兼業（同規則第三条第一項に規定する監査役兼業をいう。以下この条及び別表第三

号において同じ。）を行なう研究職員（同規則第二条に規定する研究職員をいう。以下この条及び同号において同じ。）は、当該監査役兼業が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画に其の号において同じ。）を行なう研究職員（同規則第二条に規定する研究職員をいう。以下この条及び同号において同じ。）は、当該監査役兼業が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画に其の

べくものである場合において次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、その勤務時間の一部を害くことができる。
一 当該研究職員が勤務時間を割いて当該監査役兼業を行わなければ、監査役の職務の遂行に支障が生じること。

二、当該研究職員が勤務時間を割いて当該監査役兼業を行つたとしても、公務の運営に支障が生じないこと。

第二項及び第三項中「規則一四一七第四条第一項」とあるのは、「規則一四一九第四条第一項」と読み替えるものとする。第二項第二項及び第四項の規定は研究員が前項の規定によつて勤務時間を働く場合は、同条第三項の規定は前項の規定に該当する監査役兼業について準用するこの場合において、同条第三項の規定は前項の規定に該当する監査役兼業について準用するこの場合において、

第五条 前三条の定めるところにより規制の特例措置を適用する事業の名称は、別表に掲げるとおりとする。
附則少

（施行期日） 防犯貝 手提

附則（平成一六年三月五日人事院規則「一四二」）
この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附則　**(平成一六年三月二十四日人事院規則一一三九一一)**
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年九月二十四日人事院規則一一三九一二）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

(施行期日) 二〇一九年三月一日起（三十日後）。

この規則は平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成二十三年一月三〇日人事院規則一一三九一三）
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（平成二十四年九月一九日人事院規則一一三九一四）抄
 （施行期日）
 第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月二十五日人事院規則一四一一七一一）抄
 （施行期日）

第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和四年八月三一日人事院規則一一三九一五）
 この規則は、公布の日から施行する。

別表（第五条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一	研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業	第四条
二	研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業	第二条
三	研究職員の勤務時間内監査役兼業事業	第三条